



土壌の基準超過が報告されました。

最終更新日 令和5年10月13日 | ページID 039364 [印刷](#)

本日、株式会社新東から、県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)第39条第2項の規定に基づく土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨の報告がありました。

この調査は、対象地のガソリンスタンドの閉鎖を機に行われたものです。

調査の結果、鉛及びその化合物が、県条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

なお、県条例に規定する地下水基準の超過はありませんでした。

その概要は、以下のとおりです。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社新東

(2) 報告年月日

令和5年10月13日

(3) 調査対象地

岡崎市上六名4丁目1番18、1番19及び1番20

(4) 調査項目

鉛及びその化合物、ベンゼン

(5) 土壌調査結果

岡崎市上六名4丁目1番18の一部において、鉛及びその化合物について、次のとおり県条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量基準	超過区画数 /調査区画数
鉛及びその化合物	0.041mg/L (4.1倍)	0.01mg/L	1/15

注1:()内は、土壌溶出量基準に対する倍率

注2:区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したもの

(6) 地下水調査結果

地下水の基準超過はありませんでした。

2 現在の状況

汚染があった土地はコンクリートで被覆されており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。

3 今後の措置

事業者は、汚染土壌について、適切に処理(掘削除去)する予定です。

4 市の対応

事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

5 連絡先

株式会社新東

担当者 石油SS事業部 鈴木

電話番号 0564-21-2255(本社)

関連資料

- [20231013添付資料1\(PDF形式 173キロバイト\)](#)

PDFファイルの閲覧には、[Adobe Reader](#)(新しいウィンドウが開き、岡崎市のサイトを離れます)が必要です。

お問い合わせ先

担当部署: 環境部環境保全課

電話番号: 0564-23-6194



岡崎市役所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地(地図・アクセス) | 代表電話番号 0564-23-6000 | FAX番号 0564-23-6262

開庁時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

» [連絡先一覧](#)

» [施設一覧](#)